

○国立大学法人埼玉大学学長解任規則

〔平成18年12月25日〕
規則第 137号

改正 令和4. 3. 17 3規則47 令和6. 6. 27 6規則9

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学学長選考・監察会議規則第3条第2項の規定に基づき、学長の解任に関し、必要な事項を定める。

(解任の審議)

第2条 学長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）は、学長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、文部科学大臣に学長の解任を申し出ることができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 学長の職務の執行が適当でないため本学の業務実績が悪化した場合にあって、学長に引き続き職務を行わせることが適当でないとき。
- (4) その他、学長たるに適しないと認めるとき。

(解任審査の請求等)

第3条 経営協議会又は教育研究評議会の委員は、学長が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、選考・監察会議の議長に対して学長解任の審査を請求することができる。ただし、それぞれ委員総数の3分の2以上の署名による請求でなければならない。

2 前項に掲げるもののほか、国立大学法人埼玉大学学長選考・監察規則実施細則第2条第1項に規定する者は、当該教職員の3分の1以上の署名をもって選考・監察会議の議長に対して学長解任の審査を請求することができる。

3 前2項の規定に係る請求は、「学長解任審査請求書」（別記様式1）、「学長解任審査請求理由書」（別記様式2）により行うものとする。

4 第2項の規定に係る請求は、前項に掲げるもののほか、「学長解任審査請求同意書（署名）」（別記様式3）を選考・監察会議の議長に提出するものとする。

(会議の招集)

第4条 選考・監察会議の議長は、前条の規定により学長解任の審査を請求された場合には、速やかに選考・監察会議を招集しなければならない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、学長の解任に関し必要な事項は、選考・監察会議において別に定める。

附 則

この規則は、平成18年12月25日から施行する。

附 則（令和4.3.17 3規則47）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6.6.27 6規則9）

この規則は、令和6年6月27日から施行する。

別記様式1（第3条関係）

学長解任審査請求書

令和 年 月 日

学長選考・監察会議議長 殿

会議名又は
所 属 _____

代表者氏名 _____ (自署)

私は、下記の書類を添えて、学長の解任審査を請求します。

記

- 学長解任審査請求理由書
- 学長解任審査請求同意書（署名）

- ※1. 添付書類に をお願いします。
- 2. 経営協議会又は教育研究評議会が申し出る場合は、「解任審査請求同意書（署名）」は必要としない。

別記様式 2 (第 3 条関係)

学 長 解 任 審 査 請 求 理 由 書

代表者氏名

--

※ 1,000 字以内で簡潔に記入してください。

